

中標津町「お試し暮らし」実施の手引き

1、目的

この事業は、中標津町への移住に関心のある者に対して、中標津町の生活を体験できる場を提供することで、移住・交流人口の増加を図ることを目的とする。

2、運営主体

この事業の実施主体は、中標津町（以下「町」という。）とする。ただし、町はこの事業の運営の一部を第三者に委託することができる。

3、体験の条件

- ①中標津町「お試し暮らし」住宅（以下「施設」という。）を使用しようとする移住体験者（以下「体験者」という）は民法（明治31年法律第9号）第725条に規定する親族で、2人以上であること。
- ②体験者は滞在中の移動手段を確保でき、常時連絡が可能な通信手段を所有していること。
- ③体験は原則年間1回限りとする。
- ④この条件について、中標津町長又はその業務を受託した団体の長（以下「運営者」という。）が特別に認めた場合は適用しない。

4、使用期間

使用期間は、原則1週間以上4週間以内とするが、運営者が特別に認めた場合は適用しない。

5、体験料

体験料は、別に定める。

6、使用申込

- ①体験者は、体験開始日から一ヶ月前までに、運営者に予約しなければならない。
- ②体験者は、予約する際、中標津町「お試し暮らし」参加申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、運営者に提出しなければならない。

7、体験者の選定

- ①運営者は、申込書の提出を受け体験者を選定する。
- ②選定方法は、年度当初のみ抽選とし、抽選終了後は随時選定とする。
- ③運営者は選定された体験者に対し、中標津町「お試し暮らし」選定通知書（様式第2号。以下「選定通知書」という。）を交付する。

8、使用許可

- ①運営者は、選定通知書を交付した体験者から体験料の入金を確認した場合、中標津町「お試し暮らし」参加許可書（記様式第3号）を交付する。この時、運営者は施設の管理運営上必要な場合、その使用について条件を付けることができる。
- ②運営者は、体験開始日から一ヶ月前までに体験料の入金がない場合、選定通知を取り消すことができる。

9、体験の中止

- ①体験者が体験を中止する場合、運営者に対し中標津町「お試し暮らし」取消申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

- ②体験者は体験を中止する場合、下記割合の体験料相当額を支払わなければならない。

体験開始日の29日前までに取消申請した場合	0%
体験開始日の28日前から前日までに取消申請した場合	50%
体験開始日以降に取消申請した場合（期間途中での退出も含む）	100%

- ③上記について、運営者の都合による中止又は自然災害等のやむを得ない事情の場合は適用しない。

10、体験者の遵守事項

体験者は、次の事項を守らなければならない。

- ・火気の取扱に注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品を適切に取り扱うこと
- ・施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは速やかに運営者に報告すること。
- ・ごみは、ルールに従い排出すること。
- ・体験者は、施設の使用期間が満了したときは、直ちに清掃して施設を原状に復し、運営者に当該施設の鍵を返却すること。
- ・その他、施設の使用に関し必要な事項。

11、禁止事項

施設において次の事項を禁止する。

- ・申請書に記載した使用者以外のものを宿泊させること。
- ・施設内又は施設周辺に動物を持ち込むこと。
- ・近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- ・興行を行うこと。
- ・展示会、その他これに類する催しをすること。
- ・文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- ・宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- ・施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- ・暴力団構成員、同準構成員又は反社会的集団の構成員等が施設を使用すること。また、それらの関係者が出入すること。
- ・体験者が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物破損、逮捕、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、ノミ行為、覚せい剤、拳銃、火薬類等に関する犯罪を敢行すること。
- ・その他施設の使用にふさわしくない行為。

12、許可の取消

運営者は、上記の禁止事項に該当する行為があると判断した場合、使用許可を取消すことができる。

13、特別の設備又は特殊物品の搬入

体験者が、施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、運営者の許可を受けなければならない。

14、施設への立入り

体験期間中において、運営者が管理上必要な時は、当該施設へ立入りすることができる。

15、損害賠償

体験者は、施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

16、免責

当該施設内又は施設周辺で発生した事故に対して、町及びその運営を委託された団体、施設の所有者はその責任を負わないものとする。

17、その他

この手引きに定めるもののほか、必要な事項は運営者が別に定める。